

株式会社つむら工芸行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：配偶者の出産後 1 年以内を取得出来る育児休業休暇を導入する。

目標 2：家族サービスを行うことを目的とした家族サービス休暇制度を導入する。

目標 3：導入済の誕生日休暇制度の取得促進を行う。

3. 対策

平成 27 年 12 月 制度内容の周知を図るため、制度の案内を作成し社員に配布する。

平成 28 年 5 月 社内報に制度の案内を同封し、社員だけでなく家族への周知を図る。以後、毎年 5 月に案内を同封する。

以上